

『塩鉄論』に見る反戦思想

Antiwar Principle in the Yantielun (『塩鉄論』)

濱 川 栄

Sakae HAMAKAWA

(平成二十六年十一月二十一日受理)

はじめに

昨今の日中関係の緊張状態は、ささやかながら中国史を学んできた人間として憂慮の念に堪えない。日中の問題のみならず、南シナ海周辺地域への強引な進出の様子などを見るにつけ、中国は近年の著しい経済発展に自信を深める一方、一三億を越える自国民に豊かな将来を保障し続ける困難に直面し、近隣海域に眠る豊富な資源を独占したいのである。その焦りは全く理解できないわけではない。かつて世界の「大国」に比肩するべく背伸びし、それにふさわしい（と妄想した）領土と資源を確保しようとする無理に無理を重ね、結局国家の破綻を招いた苦い歴史を経験している我々としては、世界が認める「大国」に成長した隣国が

間違っても同じ轍を踏まないようひたすら願うのみである。こうした今日の中国の外交姿勢が、周辺諸国のみならず、世界中で「中国脅威論」を惹起していることは疑いない。このような中国の現状に接して、特に中国の歴史や思想に詳しくない人々の多くが、中国は元来好戦的な国であるというイメージを抱くのは当然かもしれない。

しかし、その認識は誤りである。少しでも歴史を紐解けば、そうではない証拠は多数発見できる。本稿で検討する『塩鉄論』にも、前漢中期（前一世紀前半から中頃にかけて）における反戦思想が色濃く見受けられる。『塩鉄論』とは、対匈奴戦争の財源確保のために実施されていた塩・鉄・酒の専売制や均輸・平準などの経済政策を廃止するよう求める民間の儒学者たち（厳密には「賢良・文学」と呼ばれた

官吏候補生たち」と、それら制度の維持を主張する当時の政府高官たちとの間で行われたいわゆる「塩鉄会議」（前八一年）の顛末を編集し記録したものである。

本稿は『塩鉄論』に見える反戦思想の特異性とその歴史的意義を検討するのであるが、「二〇〇〇年も前の中国と今日の中国に何の関係があるのか」という声は当然予想される。しかしそれは、「第二次世界大戦後の七〇年を平和国家として歩んできたなどと言うが、しょせん日本人は戦前と同じく野蛮で好戦的なのだ」と昨今の日本の「右傾化」を糾弾する現代中国人（の一部）の声と同工異曲のものではないだろうか。

相互理解の努力を怠れば、戦争など簡単に起きてしまう。そして容易に止められなくなるのである。我々は嫌というほどそれを経験してきたはずである。そもそも現在の日中両国は、歴史に学ぶという姿勢とともに失っているように思える。もっともその根底には、学ぶための材料を歴史学が十分に提供してこなかったという問題もあるのかもしれない。歴史学には、専門家が議論を深めるだけでなく、非専門家も歴史から様々なヒントを得られるような材料を提供する役割が本来求められている、と筆者は思う。本稿が、わずかながらでもその役割を果たせることを切に願う次第である。

一、『塩鉄論』が編纂された時代背景

本節では、『塩鉄論』が編纂されるまでの前漢の社会状況を、『史記』『漢書』などに基づき確認しておきたい。

建国（前二〇二年）以来約七〇年、漢王朝の経済はおおむね順調に発展し、第七代皇帝・武帝の即位当時には、首都長安（現陝西省西安市）の錢蔵には束ねた紐が朽ちて計算できないほど税錢が集積され、租税の穀物も府庫から溢れんばかりで、古いものは腐敗して食べられないほどであった。しかしそうした財政の余裕は、武帝がにわか開始した対外積極策により急速に失われていく。特に北方の遊牧騎馬民族・匈奴との長く激しい戦闘は財政逼迫の主要な原因となった¹。有史以来北方遊牧騎馬民族の侵入は中国王朝を悩ませてきた深刻な外交問題であったが、特に匈奴は前一世紀末に一代の英傑・冒頓单于により大帝国にまとめ上げられ、同じころ高祖・劉邦により建国された漢王朝にとって最大の脅威となった。王朝創建の勢いに乗って高祖が対匈奴討伐に乗り出したものの、平城（現山西省大同市）東郊の白登山付近で逆に匈奴の大軍に包囲されて殲滅の危機にさらされ、冒頓の妻への贈賄工作により命からがら解放される、という苦杯をなめさせられた漢は、以来毎年多額の幣物（絹、綿、穀物、金属製品など）を匈奴に贈り、どうにか大規模な侵攻を免れるという屈辱的外交を強

いられた。その状態に業を煮やした武帝は、元光二（前一三三）年、匈奴の軍臣単于を馬邑（現山西省朔県）におびき寄せて殺害しようとしたが失敗に終わった（以下、「馬邑の陰謀」と呼称）。それで降漢と匈奴の関係は急激に悪化し、全面戦争に発展する。將軍の衛青・霍去病らを中心とする漢軍の遠征は連年に及んだ。その猛攻を浴びてさすがの匈奴も元狩四（前一一九）年以降、ゴビ以北へと一時退き、漠側も兵馬の消耗が激しいため大規模な遠征を一時中止、以後しばらくは大きな戦闘のない小康状態が続いた。太初元（前一〇四）年に漢は匈奴の支配下にあった西域諸国を従えるため、李広利に大軍を率いて大宛国を攻撃させ、同国を滅ぼしている。その後も漢と匈奴の一進一退の攻防は続いたが、武帝は前九二年の「巫蠱の乱」で信頼厚かった皇太子（戾太子）を失い万事にわたり意気消沈、前八七年にはついにそれまでの対外積極策を自己批判し、しばし遠征をやめて農業の充実を図るよう指示したいわゆる「輪台の詔」を発し、死去した。

この間、急激に悪化した財政を補うため、武帝はさまざまな経済政策を打ち出した。まず奴隸や羊の献納者を力役賦課の終生免除を保証のうえ郎官（宮殿の警備などを司どる、中央官界での第一歩に当たる官位）につけ、ついで大々的な売爵・売官制度を実施した。しかし十分な財政の回復には至らず、ついに元狩四（前一一九）年、塩・鉄の専売

を開始した。また、酒の専売は天漢三（前九八）年から始めている。

さらに当時、国家財政の危機を尻目に栄華を極める大商人・大富豪を狙いうちにくべく、保有する車や船に課税し、さらに商人の資産に通常の五倍もの税をかける「算緡錢（緡錢税）」を実施、その結果当然統出する財産隠しに対しては、その密告を奨励し、訴えに偽りがなければ被告の全財産を没収のうえ密告者に半額を与えるという「告緡」の制を強行、これにより大方の大商人・大富豪が没落したという。

その上さらに桑弘羊の建議により元鼎二（前一一五）年に均輸法、元封元（前一〇〇）年に平準法を施行した。均輸法は各地の特産品を役人が租税代わりに徴収し、首都長安や需要が期待される地方に運んで転売する方法で、平準法は均輸法で集めた物資を首都の倉庫に集積・保管し、市場価格が下がった物資はさらに買い入れ、上がった時に売り出し、国家が利益を得るとともに物価の乱高下も調整できるといふ方策で、いわば一種の「国営商業」と言える。

その他、貨幣制度の改変や公田（官有農地）・屯田の経営なども行われたが、武帝期の新経済政策の主なものには右に挙げた諸例であると言つてよい。そのうち、民間経済に与えた打撃が特に大きかったものももちろん算緡錢・告緡²だったが、これらは一時的な政策に終わったようである。それ以外で特に農村レヴェルにまで影響を及ぼしたのが

塩・鉄などの専売制であった。いうまでもなく塩は生きていくうえで絶対必要なものであり、価格の高い専売品しか入手できなくなった影響は特に貧困層には深刻であった。また、鉄は農具として末端の農民にまで不可欠なものであるが、これまた官制の粗悪な鉄製農具が、地域の実情に合わない一律な形状で高値で売り出され、多くの農民から不評をかっていた。

このように専売制が長期かつ広範に庶民の負担になっていたことが、特にその存廢を問う会議が挙行された理由であろう。武帝のあとを継いだ昭帝の始元六(前八一)年、「民間の疾苦するところを問う」(『塩鉄論』本議第一)という名目で、政府側から時の丞相・車千秋、御史大夫・桑弘羊、丞相の属官たる丞相史や御史大夫の属官の御史たち(いずれも個人名不明)、民間側からは官吏候補生に当たる賢良・文学ら約六〇人(そのうち個人名が見えるのは賢良であった茂陵の唐生、文学であった魯国の万生らごくわずか)が選ばれて相対し、専売制の存廢を中心に、対匈奴政策を含む多岐にわたる議題に関して、まさしく激論が戦わされた。その議論を録した「議文」なるものが残されたが、次の宣帝の時代に儒家官僚の桓寛がそれに加筆・編集を施し、一書にまとめたものが現在我々が目にすることができ『塩鉄論』である。

『塩鉄論』を素直に読む限り、議論の主導権は明らかに

民間側が握っていた。その主張はおおむね儒家の徳治主義を標榜したもので、国家権力はいたずらに商業に走って民と利を争うべきではなく、また農民が安易な利益追求のために田畑を捨て商業を目指す風潮を戒めるためにも、ただちに専売制や均輸・平準をやめるべき、というものであった。一方、政府側も御史大夫の桑弘羊を中心に、民間側の主張を空疎な理想論と激しく攻撃したのだが、かえって賢良・文学の反撃をくらい、言葉を失う場面が少なくない。ところが、会議終了後に廃止されたのはわずかに酒の専売だけで、塩・鉄の専売や均輸・平準法はその後も継続されたのである。その意味で、議論では賢良・文学側が勝利したものの、政治的勝利は政府側が勝ち取ったということになる。

そもそも王朝の帰趨を左右しそうな重要な政治・経済の問題について、官吏候補生とはいえ実質民間代表の人間を多数集め、大臣級の高官らと議論させるなどという事例は中国の長い王朝史の中でもこの一例しかないのではなからうか。それほどまでに特異で、それだけに大いに注目も浴びたであろうこの会議の結果が、結局酒の専売の廃止のみという肩すかしに終わった点から見て、実は会議の自身はさして重要ではなく、派手に会議を執り行うこと自体が目的的政治イヴェントであったとする見方が有力である。賢良・文学の背後には当時幼帝の昭帝(塩鉄会議が開かれた

時点で一三歳)を補佐していた大司馬大將軍・霍光が控えていた、という郭沫若の示唆を敷衍し、西嶋定生は「武帝の死―『塩鉄論』の政治的背景―」で以下のような理解を示した。当時内朝(詔勅の立案・起草をつかさどる官僚グループ。皇帝の側近として政策に隠然たる影響力を及ぼしうる)を率い、儒家的農本主義政策を標榜していた霍光が、専売制や均輸・平準法の立案・主導者であり、御史大夫として外朝(前漢建国以来中央政府の最高職であった丞相・太尉・御史大夫のいわゆる「三公」を中心とする官僚グループ)を事実上率いていた桑弘羊を失脚させるための政治闘争を展開しており、塩鉄会議もその目的に沿って行われた、と解したのである。この見解は多くの賛同を集め、今や定説になっていると言ってもよい。

事実、塩鉄会議の翌年(前八〇年)、内朝の実力者であった太僕令の上官桀が、霍光を暗殺して昭帝を廃位し、武帝の庶子の燕王・劉旦を帝位に即けるといふ陰謀を図ったが、霍光の腹心の杜延年に事前に察知され、上官桀のみならず陰謀に加担していた桑弘羊も誅殺されるといふ一大事件が起きた。ここに内朝と外朝の暗闘は終結し、霍光が名実ともに漢朝の実権を握る状況となった。

ところが、昭帝が元平元(前七四)年、子を残さずにわずか二一歳で急逝してしまう。霍光はにわかには後継皇帝選出という難問に直面することとなった。いったん武帝の孫

の一人である昌邑王・劉賀を皇帝に据えたが、彼の「淫乱」等の素行不良が数々明らかとなり、慌てた霍光は皇太后(昭帝の皇后で霍光の外孫)の詔に基づいて彼を廃位し、その二七日後に民間で育てられ一八歳になっていた武帝のひ孫(武帝の長子で皇太子であった戾太子の子孫。戾太子は側近の江充の奸計に陥って武帝と対立し、いわゆる「巫蠱の乱」で非業の死を遂げた。その近親縁者もみな連座して殺されたが、当時生後数か月だったひ孫だけは死を免れていた)を皇帝の座に据えた。これが前漢第九代皇帝宣帝である。

霍光は昭帝同様宣帝にも謹直に仕え、また宣帝も霍光の娘を皇后に迎えるなど両者の関係は良好に見えていたが、一方で宣帝は霍光の一族による要職の独占と専横ぶりをとらえ、霍氏一族追い落としの機会を虎視眈々と狙っていた。やがて地節二(前六八)年、霍光が病没すると、宣帝はにわかには親政を開始、徐々に霍氏一族を追い詰めていった。危機感を抱いた霍氏一族はついに宣帝暗殺のクーデターを画策、しかしそれは事前に露見し、結局一族皆殺しの憂き目を見ることとなったのである。時に地節四(前六六)年のことであった。

二、『塩鉄論』研究の概要

塩鉄会議はこのような前漢中期の社会的激動のさなかに

行われた政府と民間の希有な政策論争であったが、その議論の内容を著した『塩鉄論』もまた際立った特徴を持つ歴史資料であり、多くの論者の関心を引いてきた。この節では、『塩鉄論』に関する代表的な研究の概要を確認するとともに、それらの諸研究と本稿の視点の違いを明らかにしておきたい。

まずは『塩鉄論』の構成について大胆な提言をした郭沫若『塩鉄論読本』序論を取り上げなければならない。歴史学者・文学者として多くの古典の解釈に斬新な提言を行った郭沫若は、『塩鉄論』についても、その全六〇編の構成を塩鉄会議の正式の議論を記した部分（本議第一―取下第四一）、本会議終了後の余談の部分（撃之第四二―大論第五九）、桓寛本人の手になる後序（雑論第六〇）の三部に分けた。この見解は（第二部を「余談」と断じたことは是非はともかく）今日おおむね承認されている。また、前述のように民間側の背後に霍光の存在があったことを指摘した点も、のちの西嶋の論考に大きな影響を与えたと考えられ、やはり卓見であったと言わねばならない。

内容面に関しては、諸子百家の思想と『塩鉄論』との関係論じた研究が目立つ。政府側の発言の著しい特徴である、商鞅の礼賛・法家的政治理念への傾倒と、民間側に著しい儒家的農本主義・徳治主義への傾倒の対比から、法家・儒家の思想闘争として『塩鉄論』を理解する例が多い。ま

た、専売制や均輸・平準などの国家による経済の統制を是とする政府側の主張に『管子』学派の影響を見る研究、一方の民間側の主張に孟子の影響を見出す研究、『老子』の引用について考察した研究など、諸子百家のさまざまな言説や主張が塩鉄会議で援用されている点に注目した研究も多い。

『塩鉄論』を、商工業重視の政府側と農業重視の民間側との経済論争という側面から分析した論考も多い。さらには、『塩鉄論』という書籍の文体的特色や文化的背景を考究した論考もある。¹³

また、武帝期以降のいわゆる「儒教国教化」の流れにおける『塩鉄論』の位置づけを検討した研究もある。これについては、福井重雅の一連の研究が特に注目される。¹⁴ 福井は長年にわたり、従来定説とみなされてきた「武帝期における儒教の国教化」にさまざまな角度から異論を唱え、真に儒教が漢朝で「国教」の地位を確立するのは第十代元帝（在位前四九―前三三年）のころである、と主張している。¹⁵ 少なくとも『塩鉄論』を素直に読む限り、武帝期はおろか次の昭帝期でさえ儒家思想が「国教」と言えるような絶対的な地位を占めていたとは言えないことは明らかである。なぜなら、政府側の桑弘羊や御史の発言には儒家の思想内容のみならず、孔子やその子孫をも無能呼ばわりし侮辱した極めて過激なものが多数見られるからである。すでに儒

家思想が「国教」となり漢朝の御用思想となっていたならば、まさに体制の体現者である桑弘羊らが右のような発言をすること自体許されるはずがないからである。そうした点から従来の定説を痛烈に批判した福井の主張は、全く首肯せざるを得ないものと言える。

以上、『塩鉄論』をめぐる従来の主要な論点について見てきたが、本稿で考究したい問題、つまり、『塩鉄論』に見える対匈奴戦争に関する議論に焦点を当てた研究は、意外なほどに少ない。もちろん、専売制等の新経済政策を實施せざるをえなくなったそもその原因が対匈奴戦争の激化・長期化にあることは明らかなので、右に挙げた諸論考もその点にはほぼ例外なく触れているが、あくまで触れる程度で済まされている場合が多い。そんな中、近年の論考で題目に『塩鉄論』と「匈奴」を併記し、対匈奴問題を正面から考察の対象としたものに、¹⁷ 弭張和順「『塩鉄論』に見える対匈奴政策論争をめぐる」と小林惣八「『塩鉄論』に見る対匈奴問題」がある。しかし後者は、「漢帝国にとつて対匈奴問題は、塩・鉄・酒の専売制の存続同様生死にかかわる大難題であった」とし、政府側・民間側の対匈奴戦争についての発言を逐一紹介しているが、結論は「塩鉄問題・匈奴問題いずれも桑弘羊に対する霍光の奪権闘争にほかならない」と西嶋の見解を祖述しているに過ぎない。一方前者は、対匈奴問題が郭沫若の分類による第一部「余談」

に当たる後半部)で主に議論されていることに注目し、しかもそこでの議論は第一部(前半部)のそれと違い、対匈奴問題と塩・鉄・酒の専売制との関連に全く触れておらず、しかもそこで民間側が、前半部では一切見られない「匈奴と和議を結ぶべき」という具体的和平論を「春秋」経伝の引用を通じて述べていると分析、そこには塩鉄会議の「議文」を越えて、春秋公羊学を修めた儒者・桓寛による積極的増補が加わっているものと結論づけている。非常に示唆に富む論考であると言える。

もうひとつ、本稿の考察にとって極めて重要な指摘をしているのが福井重雅「説『塩鉄論』芻議―続―」の¹⁸以下の部分である。

農業をめぐる儒家と法家との視点の偏差という問題とともに、第二の問題として、政府首脳と被治者側との間に見られる対匈奴の戦争観が介在する。すなわち法家に属する御史大夫らが一般人士から離反されることになった最大の原因は、儒家に属する文学らが反戦論を唱えたの対して、彼らが主戦論を唱えた点に求められる。戦争の再開を阻止し、長征への従軍を忌避したいという念願は、一般に共通した人情である。にもかかわらず、儒家の力説する反戦論に同調する多数の民意を封殺してまで、敢えて主戦論を強行しようとしたところに、すでに法家が「百姓」の不支持や反感を招き、やがて完全に疎

外され、孤立化せざるを得なくなった一つの原因があったに相違ない。逆にいえば、法家と対照的に、儒家が対匈奴討伐に積極的反対を唱え、一般の人心を掌握し得た点に、儒法論争において、結局は儒家が勝利を収めることができた一因を求めることが可能ではなからうか。しかし紙幅の制約上、この問題に関する詳述は避け、ここではただ以上のような問題点を指摘するにとどめておきたい。

福井はあくまでも「儒教国教化」の問題にこだわる視点から、塩鉄会議後に急激に儒家思想が思想的ヘゲモニーを握っていった理由の一つに、『塩鉄論』で民間側が主張した対匈奴反戦論・和親論が「百姓」の「人情」に合致していた点を指摘したのであり、しかも本人が控えめに言うとおりにあくまで「指摘」とどまっているのであるが、しかしこの指摘は非常に重要な意味を持つ。なぜなら、この指摘が正しければ、儒家思想の反戦・平和主義的側面への「百姓」の支持が儒教国教化への大きな推進力となったことになるが、儒家思想のそうした側面を積極的に評価した見解は、従来の『塩鉄論』をめぐる論考にも、儒教国教化をめぐる論争にも全く見ることがなかったものだからである。しかし、福井の指摘には一点、看過できない問題が含まれている。それは実は弡の論考にも共通する問題である。それは、当時の儒家思想がおしなべて反戦論・和親論を唱

えていたわけではない、という点である。『塩鉄論』だけを読む限りでは福井の指摘のように「儒家の力説する反戦論」が「一般の人心を掌握」したと言えるかもしれないが、当時の儒家思想全体を視野に入れた場合、必ずしもそうとは言いつれなくなるのである。特に『春秋公羊伝』は、『塩鉄論』後半部において民間側よりもむしろ政府側に積極的に引用され、その主戦論を補強する論拠として使われているのである。桓寛が民間側を支持する立場であったことはその後序（雑論第六〇）を読めば明らかであるが、その彼が弡のいうとおり相当な潤色を『塩鉄論』後半部に施したにしては、自身の専門である『春秋公羊伝』の引用の仕方が自己の立場に沿うものになっていないのである。この問題をどう解釈すればいいのであろうか。以下、弡も福井も指摘していないこれらの矛盾点に焦点を絞り考察を進めて行くこととしたい。

三、『塩鉄論』に見える反戦思想の展開

まず、弡和順の分析に依拠しながら『塩鉄論』に見える対匈奴問題に関する論争の展開と、特に民間側の反戦思想の内容について分析していきたい。

まず、主戦論を唱える政府側の主旨は、同書冒頭の御史大夫・桑弘羊の発言に集約されている。¹⁹

大夫曰く、匈奴は背叛して臣ならず、数々寇暴を辺鄙に為す。之れに備うれば則ち中国の士を勞し、備えざれば則ち侵盜止まず。先帝、辺人の久しく患い、苦しみて虜の係獲する所と為るを哀れむ。故に障塞を修め、烽燧を飭え、屯戍して以て之れに備う。辺の用度、足らず。故に塩・鉄を興し、酒榷を設け、均輸を置き、貨を蓄やし財を長じて、以て辺費を佐助す。今、議する者は之れを罷めんと欲す。内は府庫の藏を空しくし、外は執備の用を乏しくし、塞に備え城に乗るの士をして辺に飢寒せしむ。將に何を以て之れを贍さん。之れを罷むるは、便ならざるなり。

(本議第一)

ここには、対匈奴戦争の軍事費調達のために武帝が塩鉄専売・均輸平準などの新経済政策を始めたこと、それらを廃止してしまつては戦費が調達できない、ゆえに廃止すべきではない、という理屈が端的に語られている。以下、『塩鉄論』の全編にわたって桑弘羊ら政府側はありとあらゆる弁辞を駆使して新経済政策の継続を主張するのであるが、その本旨はただこの一文に凝縮されていると言つてもよい。

それに対する民間側反論の第一声は、以下のとおりである。

文学曰く、孔子曰く、国を有ち家を有つ者は、貧しきを患えずして均しからざるを患え、寡きを患えずして

安らかならざるを患う、と。故に天子は多少を言わず、諸侯は利害を言わず、大夫は得喪を言わず。仁義を畜えて以て之れを風し、徳行を広めて以て之れを懐く。是こを以て近き者は親附し、遠き者は悦服す。故に善く克つ者は戦わず、善く戦う者は師せず、善く師する者は陣せず。之れを廟堂に修め、折衝して師を還す。王者、仁政を行わば、天下に敵無し。悪くんぞ費を用いんや。(本議第一)

『論語』季氏篇を引きながら、国でも家でも善く治めるには貧しさよりも不公平や社会不安を心配すべきであり、天子も諸侯も官僚も利害得失など気にすべきではない、仁義・徳行を広めれば近くの者が親しみなつくのはもちろん、遠くの者(匈奴のことか)も喜んで服属する、そうすれば戦わずして勝つという理想が実現することになり、天下に敵対する者もいなくなる、当然余計な軍事費も不要になる、というのである。

要するに對匈奴戦争を直ちにやめ、徳治政治で匈奴を手なずけてしまえば、無益な戦争はなくなり、そのための費用も不要となるので専売制も廃止できる、ということである。こちらもまた、実に直截な理屈である。理想論と言え、これほどの理想論はない。これが儒家思想の本旨であるならば、確かに儒家思想とは反戦思想であったと言えることなるう。

卯和順は、「文学側は、かくのごとき現実離れした儒家の理想論を展開しており、現実的な強硬策を採ろうとする大夫側とは、意見の一致を見るはずもないのだが、一向に自説を曲げることなく、頑なに儒家の政治理想を説き続ける」とし、民間側の姿勢に手厳しい。そうした評価は実は珍しくなく、例えば町田三郎は「文学の和親策は、何らの現実性もなく、ただ礼教を説きつつしかもその実質は匈奴放棄論へと了るもの、だということができる。そもそも文学はその当時における荒廢の真因を辺境問題にありと見抜く力をもっていたが、しかしその処方これを放棄することではなかったのである。しからば礼教論もまた全く空虚な論説でしかない」と言い、越智重明は「彼らは専売による農民の窮乏を救おうとする意欲はあっても、専売廃止によって生ずる財源不足を補うべき案は出さず、匈奴に対しても徳を与え恵みを施すといったことを説くけれども、現実に匈奴の軍事的脅威にどう対応するのか、といった具策策はもたなかった」と言い、小林惣八も「現実から遊離した古典的経済論をふりかざして、政府の施策と真向うから対決し、国内富商の代弁の役割を演じたにすぎない」としている。²³

しかしながら、これらの見解にはその後の歴史の展開をすでに「知ってしまったている」立場からの傲岸が見えはしないだろうか。確かに塩鉄会議の前後で変わったことは少

ない。民間側があれほど批判した専売制は、結局酒のそれが廃止されたに過ぎない。前述のとおり会議の翌年には燕王の謀反事件が起こり、連座して桑弘羊が誅殺されたが、その後も新経済政策は継続され、対匈奴戦争も続けられた。やがて匈奴の内部で内紛が起こり、宣帝の甘露三（前五一年）、匈奴の呼韓邪单于が部衆を率いて漢に服属した。これがいわゆる匈奴の東西分裂である。その後は呼韓邪と対立し西匈奴を率いた郅支单于が前三六年に漢の攻撃で殺害され、西匈奴は歴史の表舞台から消えていく。呼韓邪が率いた東匈奴は、やがて有名な王昭君の降嫁も受け、漢に懐柔されていく。元光二（前一三三）年の馬邑の陰謀に始まった漢と匈奴の戦争状態は、およそ百年を経過してようやく終止符を打ったと言ってもよい。それは結果だけを見れば、対匈奴強硬策もたらした勝利ということになる。その時点から塩鉄会議の文学の議論を逆照射すれば、いかにも現実味のない空理空論を弄しているようにしか見えないのは当然である。我々は、すでに「知ってしまったている」のちの歴史的事実は括弧にくくり、対匈奴関係がどうなるかわからなかった塩鉄会議の現場に身を置かなければならないのである。

そうした場合、まず考えなくてはならないのは、塩鉄会議が開かれた始元六（前八一）年の時点で、対匈奴関係はどうなっていたのか、ということである。以下、『漢書』

卷九四上匈奴伝などに拠り、当時の漢と匈奴の関係を概観しておきたい。

武帝が従来への対匈奴強硬策を反省し、しばし遠征をやめて農業を重視せよとの輪台の詔を出して没したころ（前八七）、匈奴の側も相当に疲弊し、当時の孤鹿姑单于は漢との和親を望んでいた。それでも匈奴は同年に朔方郡（現内モンゴル自治区西部）、ついで前八三年に代郡（現山西省北東部・河北省北西部）に進出し漢の吏民を殺戮した（この間、前八五年に孤鹿姑单于が死去、多少の内紛のちその子の左谷蠡王が壺衍鞬单于となる）が、同じく前八三年には長年匈奴に捕虜とされながら降伏を拒んできた漢の使者の蘇武・馬宏らを帰国させ、漢との関係改善を図ろうとした。しかし、漢と匈奴の関係は一筋縄ではない。翌前八二年には二万騎で漢の北辺に侵入するが漢軍に大敗、翌前八一年（塩鉄会議があった年）には漢との和親を期待していた左谷蠡王（壺衍鞬单于の弟）が死去したが、当時の情勢は「其の（＝匈奴の）侵盜は益々希なり。漢の使を遇すること愈いよ厚く、以て漸く和親を致さんと欲し、漢も亦た之れを羈縻（てなづけること）せんとす」とあるように、漢・匈奴双方とも和親を期待していたのである。

その後、前八〇年には匈奴が四千騎で張掖郡（現甘粛省中部）に侵入したが漢に大敗、翌前七九年も三千騎が五原郡（現内モンゴル自治区西部包頭付近）に侵入し漢人数千人を

殺戮、さらに数万騎が長城の外の漢の砦を攻撃し略奪を働いたものの漢側の応戦も素早くなり、以後長城への侵入はまれになる。宣帝即位から二年後の前七四年、漢は五人の將軍にそれぞれ三、四万騎を率いさせて大規模な遠征を敢行、匈奴は家畜を駆り立てて西北方へ逃走したが、民衆の離散や多数の家畜の死亡などで衰退した。そこに烏孫の軍五万と連合した漢軍が攻め込み、单于の親族を含む三万九千の首級と家畜七〇万を得るといふ大勝を得た。以後は匈奴の内紛も激しくなり、漢への侵攻はめっきり減る。前六〇年には当時の握衍胸鞬单于に反発し、日逐王（先賢揮）が数万騎を率いて漢に降伏、その二年後には五人の单于が乱立する分裂状態となり、ついに前五一年の呼韓邪单于の投降に至るのである。

結局のところ、漢は強硬策を貫いたことで匈奴を東西に分裂させることができたのであるが、少なくとも前八一年頃には匈奴も真剣に和親を考えていたのであり、漢側にも「亦た之れを羈縻せん」とする意見があった以上、和親という選択肢は決して非現実的な空論ではなかったと言える。もちろんこれまで強硬策を推し進め、匈奴を追い詰めるなど全くと考えていなかったであろうから、民間側との議論が一切妥協の余地のない激論となるのは当然であろう。ましてや西嶋らの説くように民間側の背後に霍光が控えて

いたのならば、桑弘羊としては一ミリも後退するわけにはいかなかったはずである。

常識的に考えれば、長年政権の中核で国家財政を切り盛りし、最大の難敵匈奴を追い詰めつつある老政治家の桑弘羊（塩鉄会議当時すでに齡七〇を越えていた）らと、六〇名あまりの人数がいたとはいえにわかに民間から集められた政治の素人たちとは、まともな議論にさえならないはずである。仮に素人たちが予想外に善戦したとしても『塩鉄論』を読む限り事実そうだったが）、その議論の結果、それまでの政策が大きく変更される可能性も低かったであろう（これも事実そうであった）。中国王朝史上に類例がないので比較すらできないが、国家の重要政策が一つ二つの会議における民間人の意見で大きく変わるなどという「民主的」なことが起こりえたとは到底考えがたい。今日の「民主的」な日本においてさえ、国論を二分するような問題であればなおさら（例えば原発再稼働の是非をめぐる問題など）、民間人がどれだけ真摯に意見を述べようが、結局政府が押し切ってしまうのが常態である。ところが『塩鉄論』に見える桑弘羊の姿には、自分が絶対的に強い立場にいるという余裕が感じられない。民間側を論破しようと思気込むのは当然としても、言わずもがな感情的発言があまりに目立つ。「大夫曰く、……文学は……貧に処りて富を非り、大言して従わず。……儒は皆貧嬴にして、衣冠

完からず。安くんぞ国家の政、県官の事を知らんや。」（地広第一六）と文学の貧困をあざけり、「大夫曰く、文学の称する所の聖知なる者は孔子なり。魯を治めて遂げず。齊に逐われ、衛に用いられず、匡に囲まるるに遇い、陳・蔡に困しめらる。……」（大論第五九）と彼らが依拠する儒学の祖・孔子をみじめな失敗者とさげすみ、逆に民間側にやり込められると「大夫説はず、色を作して応せざるなり。」（相刺第二〇）と顔を赤らめて憤慨し、あるいは「大夫黙然として、其の丞相・御史を視る。」（園池第一三）と途方に暮れて左右を見まわす姿は、痛々しさすら感じさせる。彼は圧倒的に優位な立場にいる経験豊富な老政治家なのであるから、民間側の青臭い理想論など馬耳東風と聞き流し、議論は御史など属官にまかせることでもできたはずである。なぜ彼はそのような態度を示すことができなかったのか。その戯画化された姿こそ桓寛が加えた潤色の部分なのかもしれないが、もし実際の会議における桑弘羊の姿がそのとおりであったとすれば、たかだか六〇人程度の民間人との議論にもし敗れでもすれば、対匈奴強硬策も、専売制その他の新経済政策も一挙に廃止に追い込まれるかもしれないという危機感に過剰に駆られていたからではないだろうか。そしてその過剰反応の原因は、ひとえに当時の漢朝内部にかなりの割合で対匈奴和親論を唱える意見が強まっていたためと見なすべきであろう。相手は霍光一人ではな

かったのである。²⁵

それでは、民間側の対匈奴和親論の内容とはどのようなものであったのか。郭沫若の言う第一部（弭和順の言う前半部）には、以下のような主張が見える。

文学曰く、……若し陛下、棄てずして之れに加うるに徳を以てし、之れに施すに恵を以てすれば、北夷、必ず内に向かい、塞を款（たた）き自ら至る。然る後に以て胡制を外臣に為せば、即ち匈奴、齒を没するまで其の用いる所を食らわざらん。

（憂辺第二）

文学曰く、……夫れ国を治むるの道は、中より外に及び、近き者より始む。近き者、親附して然る後、遠きを来たし、百姓、内に足りて然る後、外を衄（あ）れむ。

（地広第二六）

賢良曰く、……古者、君子、仁を立て義を修めて、以て其の民を綏（やす）んず。故に邇（ちか）き者は善を習い、遠き者は之れに順う。

（備胡第三八）

これらの主張を弭和順は「現実離れた儒家の理想論」とするのであるが、一方で次のやりとりは「論争と呼ぶことも可能な議論」と評価している。

文学曰く、辺郡の山居谷処は、陰陽和せず、寒凍地を裂き、衝風鹵を飄し、沙石凝積し、地勢宜しき所無し。……今、去りて辺を侵し、多く不毛寒苦の地を斥く。是れ猶お江臯河浜を棄てて、嶺坂菹沢に田するが如き

なり。……力耕するも、種糶に便ならず。……塩鉄、何の福か有らん。

（軽重第一四）

文学は、匈奴と戦って得られる西北辺境の地は農耕に適さない不毛の寒冷地であり、専売制を行ってまでそのような土地を得ることに意味はない、と主張する。それに対して御史は、

御史曰く、……孝武皇帝、……羌胡を卻（しりぞ）けて以て苑囿と為す。是を以て珍怪異物、後宮に充ち、駒駉駃騠、外厩に実つ。……辺郡の利も亦た饒なり。而るを何の福か有らん、と曰うは、未だ計に通ぜざるなり。

（未通第一五）

と言ひ、辺境の獲得により珍奇な物品や動物が漢にもたらされているのに、その利益を理解せず専売制に福はないなどと言挙げするのは文学の短慮だと攻撃する。要するに、専売制を維持してまで匈奴と戦い、得られる辺境の地に利益が有るのかないのか、という点が問題視されているのである。民間側は無駄な荒蕪地に過ぎないとし、政府側は豊饒の地のように主張しているのであるが、確かに民間側のこの主張は、「匈奴といえども徳によって手なすけられる」という具体性の欠如した主張に比べれば、戦争目的の無意味さを率直に表現した発言として注目できる。

しかし、もちろん漢側が一方的に兵を引き上げればそれで対匈奴戦争が終わるわけではない。匈奴が攻めてこない

ようにする必要があるからである。その点については、郭沫若のいう「第二部」（弼和順のいう後半部）でようやく具体的な提言が文学から切り出される。

文学曰く、……方今、県官の為に計る者は、兵を偃（や）め士を休ませ、幣を厚くして和親を結び、文徳を修むるに若くは莫きのみ。
（撃之第四二）

文学はここに及んで初めて、停戦し、匈奴に幣物を贈ることと和親を実現することが一番の良策であると具体的提言を行うのである。さらに加えて、次のように述懐する。

文学曰く、往者、匈奴は和親を結び、諸夷は貢を納る。即ち君臣内外、相い信じ、胡越の患無し。此の時に当たり、上の求め寡くして贍り易く、民は安樂にして事無し。田を耕して食らい、桑麻して衣は家に数年の積有りて、県官、貨財を余す。……
（結和第四三）

かつて匈奴と和親していたころは周辺諸民族と漢の関係も良好で、税額も少なく、庶民は安樂に生活し、国家財政にも余裕があった、と言うのである。ここに言う「往者」とは弼和順も指摘するとおり、文帝の時代（前二世紀前半）を指しているようである。しかし、必ずしも文帝期に限定する必要はないであろう。そもそも漢は高祖が白登山で屈辱的な敗北を喫して以来、武帝期に至るまで匈奴に対して積極的に攻め入ることなどなかったのであり、匈奴からの侵略に対する防衛戦を別にすれば、一貫して和親策を採っ

てきたのである。民間側の主張は、要は往年の外交政策に戻せばよい、ということなのである。

しかし、もちろん文帝の時代の対匈奴関係が平穩無事であったわけではない。当然、政府側はその点について反論する。

大夫曰く、漢興りて以来、好を修め、和親を結び、單于に聘遣する所の者、甚だ厚し。然れども重質厚賂を紀せざるの故に、節を改めて暴害滋々甚し。
（結和第四三）

大夫曰く、匈奴、虚名を以て漢に市するも、実は従わず。……今、帝名有れども、威は長城の外に信びず、反つて賂遣すれども尚お踞敖たり。此れ五帝の忍びざる所にして、三王の畢す怒る所なり。
（結和第四三）

建国以来、漢は何度も匈奴と和親し膨大な幣物を贈ってきたが、それが足りないとして匈奴はますます侵攻を激化させてきた。匈奴は和親の約束など守るつもりは毛頭なく、幣物を贈れば贈るほどますますおごり高ぶるばかり。（徳治を施いたとして儒家がたたえる）いにしえの五帝や三王でさえ必ずや我慢しきれず怒り出すであろう、と言うのである。確かに過去、匈奴は何度も和親の誓約を破り、幣物を受け取りながら平然と漢の領地に侵入し、略奪暴行を繰り返してきた。結局匈奴は絶対に信用してはならない相手であり、和親など不可能だと主張するのである。

では民間側に、過去の和親とは異なる新たな平和構想があるのかと言えば、それはない。したがって、結局また次のような儒家的理想論を振りかざすしかなくなるのである。

文学曰く、王者は中立して天下に聴き、徳は方外に施す。絶国殊俗、闕廷に臻り……群生庶物、沢を被らざる莫し。……政に従わざるの教有れども、世に化すべからざるの民無し。……政を為すに務めて徳を以て近きを親しめば、なんぞ彼の改まらざるを憂えん。

(和親第四八)

恩徳に基づく政治さえしていれば、近くから遠くへ、やがては匈奴にまでその威光が及び、匈奴ですら漢の皇帝を慕って入貢してくるはずだ、それには時間がかかるので、今現在において匈奴の素行が改まらないことは心配するに及ばない、と言うのである。その主張は第一部(前半部)のそれとなら変わっていないように思われる。

しかし、弼和順は「文学側の、匈奴に対するかような見解は、じつは『塩鉄論』の前半部には窺うことができない。つまり、匈奴を信用して善政を敷くべきだ、という文学側の論は、匈奴と和議を結ぶべきだという主張がそうであるように、前半部には見えず、後半部においてのみ看取ることができると考え方なのである」とし、「前後半の間で、匈奴に対する文学側の主張の中に、明かなる扞格があること

に気附くであろう」と言う。さらにもう二点、以下のようないも『塩鉄論』の前後半にはあるとする。一つは、前半部では対匈奴問題が専売制の是非と関連して議論されているのに対し、後半部では専売制についての言及が全く影を潜め、対匈奴問題が単独で議論の対象になっている点。もう一つは、前半部ではわずか二例に過ぎない『春秋』本文やその伝の引用が、後半部では『春秋公羊伝』を中心に十例以上に急増するという点である。弼は、これは『塩鉄論』の撰者桓寛が公羊学者であったためであり、かつ郭沫若のいうように塩鉄会議の正規の議論は前半部で終結していたため、後半部に桓寛の「推衍増広」が集中した結果ではないか、と推測している。

以上、弼は全体として三点の見解を提示しているのであるが、「民間側の主張は前半部では儒家的理想論のみであるが、後半部では匈奴と和親して幣物を贈るべき、という具体的な提案が見える」という一点目の見解についてはいまひとつ釈然としない。確かに右で触れたように、撃之第四二(後半部の冒頭の篇)で対匈奴和平案が具体的に述べられているが、ただちに政府側に過去の失敗例を挙げて反論されると、結局また前半部と同じような理想論を繰り返すだけになっている。その意味で、前半部と後半部の民間側の主張にははっきりとした違いは見い出せないように思われる。

それよりも、弼の指摘で注目すべきは二点目と三点目である。確かに後半部では、専売制についての議論が皆無となり、対匈奴問題や災害対策、法家的嚴罰主義の是非などについての議論が展開する。具体的には、撃之第四二から論功第五二までがもっぱら対匈奴問題について、論鄒第五三が鄒衍の論（いわゆる陰陽家の説）の解釈について、論畜第五四が政治と災害の関係について、刑徳第五五から大論第五九までが法や刑罰のあり方についての議論となっており、不思議なほどに専売制についての言及がない。

確かにつとに郭沫若が指摘したとおり、前半部最後の取下第四一の末尾で、

公卿、愀然として、寂として人無きがごとし。是に於て遂に議を罷め詞を止め、奏して曰く、賢良文学は臬官の事に明らかならず、猥りに塩鉄を以て不使と為す、請う、且に郡国の権沽、関内の鉄官を罷めん、と。奏可せらる。

とあるように、ここでいったん議論は打ち切られ、政府側から首都圏以外の酒の専売（郡国権沽）と首都圏における鉄の専売（関内鉄官）の廃止が奏上され、昭帝がそれを裁可した、とあるので（実際に廃止されたのは郡国権沽だけであったが）、²⁶専売制に関する議論自体はここで打ち切りになったとも解釈できる。そうであるならば、後半部では双方納得のうえで専売制以外の諸問題について議論が展開

されたと思なし得ることになり、専売制について全く言及がなくなるのも不自然なことではなくなる。

次に、後半部で『春秋公羊伝』など『春秋』の経伝が多く引用されていることについて。弼は「『公羊伝』を修め、博識かつ文才があった桓寛……もし彼が『塩鉄論』後半部において、増補を図ったとしたならば、前半部とは異なり、自身の得意とする『春秋公羊伝』等からの引用句が増加するのは、何ら不思議なことではあるまい」ともっぱら『春秋公羊伝』を修めた桓寛の潤色によるものと解している。しかしその場合、儒家思想の教典である『春秋』経伝の引用が和親論を唱える民間側よりも、むしろ法家主義的主戦論を唱える政府側の方に目立つのはなぜか、という問題が生じるのであるが、この点について弼は何も言及していない。『塩鉄論』末尾の雑論第六〇（桓寛の手になる総括にあたる）の論調が明らかに和親論を唱える民間側を是とし、主戦論を唱える政府側を非としている以上、桓寛はむしろ自身が習熟している『春秋公羊伝』などの儒家文献を、民間側擁護のためにこそ活用すべきではなかったのか。しかし事實はむしろ逆になっているのである。それはなぜか。節を改めて検討することとしたい。

四、『塩鉄論』に見える反戦思想の特異性

対匈奴問題について、和親論と主戦論は前漢一代を通じて議論され続けた重い課題であった。高祖劉邦の白登山での屈辱的敗北以来、漢は毎年多額の幣物を匈奴に贈り、さらに宗室の女性を単于にめあわせる通婚政策も加味しながら、かろうじて平和を保つという消極外交を重ねてきた。しかし、小・中規模の匈奴の侵攻は絶えることがなく、漢もしばしば大軍を送ってこれを駆逐しようとしたが、戦況不利とあらばさっさと逃亡してしまう匈奴軍に打撃を与えることなどできるはずもなかった。

その状況に業を煮やし、いっそ本格的に匈奴と事を構えようとしたことも何度かあった。しかし、例えば高祖亡き後、実権を握った高祖夫人の呂后にあてて冒頓単于が「お互い独身だからよろしくやろう」という趣旨の挑発的な書状を送りつけたさい、激怒して匈奴討伐軍を送ろうとした呂后に対し、漢の諸将は「夷狄は禽獣の如し。其の善言を得れども喜ぶに足らず、悪言も怒るに足らざるなり」(『漢書』卷九四上匈奴伝上)と説得してそれを思いとどまらせているし、続く文帝が匈奴討伐を考えたさいも、公卿らは「匈奴の地を得るとも、沢鹵(塩だらけの不毛地)にして居るべきに非ず。和親すること甚だ便なり」(同伝)と主張、結局文帝は匈奴と和親を結び、たびたび侵攻を受けてもねばり強く単于と書簡をやりとりし、和親を維持した。それは次の景帝期にも継続され、国境の「関市」を通じて漢と

匈奴の平和的貿易も継続されたため、景帝期の末年から武帝初年までは、

終に景帝の世は、時々小しく入りて辺を盗むも、大寇無し。武帝即位するや、和親の約束を明らかにし、厚く関市を遇し、之れに饒給す。匈奴、単于より以下皆漢に親しみ、長城の下に往来す。(同伝)

という状態が続いたのである。

その平穏な関係は前述のように、ついに漢の側が仕掛けた馬邑の陰謀(前一三三年)で破られた。しかし、その直前まで漢の朝廷内では和親継続を唱える意見が強かったのである。前年の元光元(前一三四)年、匈奴が来て和親を求めたさい、武帝はその是非を群臣に評議させた。そのさい、匈奴の反常でない過去の態度を批判し、主戦論を唱えたのが馬邑の陰謀を画策した王恢であるが、それに対し、当時御史大夫だった韓安国は、

千里して戦えども、兵に利を獲ず。今、匈奴は戎馬の足を負い、禽獣の心を懐き、遷徙鳥挙し、得て制するに難し。其の地を得れども以て広と為すに足らず、其の衆を有すれども以て疆と為すに足らず、上古より人為るに属さず。……之れを撃つは不便なり、和親に如かず。

『史記』卷一〇八韓長孺列伝)と従来どおり、匈奴は俊敏で捕捉しがたく、その土地を得ても益がないので、攻撃は和親には及ばないと主張、それ

に多くの群臣も賛成したため、ここでは武帝も和親策を裁可しているのである。

その後、対匈奴戦争が激化し、匈奴をオルドス（黄河中流屈曲部内北側）から駆逐して朔方郡を置いた時（前二七年）にも、当時御史大夫だった公孫弘は、

（公孫）弘、数しば諫め、以為えらく中国を罷徹せしめ、以て無用の地を奉ず、と。之れを罷めんことを請う。

『史記』卷二二平津侯主父列伝）と見えるように、オルドスを「無用の地」とみなして反対している。²⁷一方、同時期に武帝に抜擢されて累進し、公孫弘のライバルとなった儒家官僚の主父偃も、出世のきっかけとなった元光元（前一三四）年の上書で対匈奴主戦論を批判している。長々とした上書であるが、司馬兵法や孫子兵法を引用しながら戦争が凶事であり軽率に行うべきでないことを訴え、ついで「（匈奴の）地は固より沢鹵にして、五穀を生じず」、「其の地を得るとも利と為すに足らず」、匈奴が「行盗侵襲するは、以て業と為す所にして、天性固より然り」であるから上古の時代から「固より程督せず、禽獸之れを畜い、人為るに属さず」（『史記』平津侯主父列伝）と述べ、匈奴と関わることで自体に懸念を表明している。²⁸また、主父偃と同時に上書し、同じく累進した嚴安も「外に遠方の備えを累ね、国家を靡蔽せしむるは、民を子とする所以に非ざるなり。無窮の欲を行い、心を甘くし意

を快とし、怨を匈奴に結ぶは、辺を安んずる所以に非ざるなり」（同伝）と主張、対匈奴戦争に反対している。

これらの意見にほぼ共通するのは、仮に匈奴を駆逐してその土地を得たとしても、寒冷・不毛で農耕に適さない以上、益するところはない、という観点である。一方、匈奴の側にも、「漢の土地を得ても遊牧には適さず、無益である」という意識があった。²⁹気候・風土が全く異なり、その結果形成された文化も全く異なることから来る様々な価値観の違いは、『史記』『漢書』の匈奴（列）伝に縷々述べられている。匈奴にとっては漢の北辺を攻撃・略奪することは、生業としての狩猟の一環であったともされる。³⁰相手が生きるための狩猟とみなしているのであれば、どれだけ和親の約束を交わしても彼らは生きるために侵攻してくるのであるうし、多大な経費と犠牲を払って仮に彼らを駆逐し、その土地を奪ったとしても、今度はその不毛の荒蕪地を守るために多大な労力が要る。それならば、相手の狩猟としての侵攻には多少目をつぶってでも、和親を結んだ方が全体としての損失は少ない、という判断は十分に合理的なものと言えよう。

以上の意見はいずれも匈奴と戦うことが漢にとって益か無益かという観点からの和親論であった。しかし、中には今日的な「絶対平和主義」とも言うべき、あらゆる戦争を否定する思想から出た和親論が唱えられることもあった。

衛青や霍去病の活躍により匈奴を漠北に遁走させたものの、漢の財政も破綻状態となり、専売制が開始され、酷吏による嚴罰政治が吹き荒れていた前一九年頃、匈奴が和親を求めてきたことがあった。それについて議論する廷議の場で、博士の狄山が戦争否定論を展開している。

博士狄山曰く、和親便なり、と。上（武帝）、其の便なるを問う。山曰く、兵なる者は凶器なり、未だ数しば動かすに易からず。高帝、匈奴を伐たんと欲し、大いに平城に困しみ、乃ち遂に和親を結ぶ。孝恵・高后の時、天下安楽なり。孝文帝の匈奴を事とせんと欲するに及び、北辺、蕭然として兵に苦しむ。孝景の時、吳楚七国反す。景帝、両宮の間を往來し、心を寒からしむること数月。吳楚已に破るるや、竟に景帝、兵を言わず、天下富実たり。今、陛下の兵を挙げて匈奴を撃ちしより、中国以て空虚たり、辺民大いに困貧す。此れに由りて之れを觀れば、和親に如かざるなり。

『史記』卷一二三「酷吏列伝」
匈奴との戦いのみならず、戦争一般を「凶」として否定する根源的な戦争否定論と言える。しかしこれに対し、当時御史大夫として「天下の事、皆決す」（同伝）るほどの絶大な信頼を武帝から受けていた酷吏・張湯が、「此れ愚儒にして、無知なり」と酷評し、それに対して狄山が「臣は固より愚忠なれど、御史大夫（張）湯の若きは乃ち詐忠

なり」と切り返すと、武帝が激怒し、それならば自ら匈奴の侵入を食い止めてみる、と狄山を北辺の前線基地に追いやったところ、一か月余りで狄山は匈奴の襲撃により首をかき切られて殺されてしまい、群臣は震え上がった（震懼）という（同伝）。「震懼」は匈奴の恐ろしさに対してではなく、張湯の権勢の大きさと彼への批判を許さない武帝の専制君主ぶりに対してであることは明らかであるが、このような状況下では到底和親など主張できるはずはない。

なお、右の逸話で張湯が狄山を「愚儒」とこき下ろしているが、儒学を学んだ者の全員が反戦を是としたわけではないことは強調しておかなければならない。それはほかでもない武帝の発言から明知される。匈奴を漠北に駆逐したのみならず、匈奴に与っていた西域の大宛国をも滅ぼして漢の威勢がますます高まっていた太初四（前一〇一）年、武帝はそれに満足することなく、あくまでも匈奴を叩きつばす意志を吐露した。

乃ち詔を下して曰く、高皇帝、朕に平城の憂いを遺し、高后の時、单于の書は絶だ悖逆たり。昔、齊の襄公、九世の讎を復し、春秋、之れを大とす、と。

『史記』卷一一〇「匈奴列伝」
つまり武帝の意識では、対匈奴戦争とは高祖が平城で被った屈辱と、呂后が冒頓单于からの書状で被った恥辱を晴らすための復讐戦争だったのである。その正当化のため

に引用したのが『春秋公羊伝』莊公四年条に見える、斉の襄公が紀を滅ぼし、九世前の祖哀公の復讐を果たしたことに對する「九世も猶おいて復讐すべきや、百世と雖も可なり」という絶賛であった。

繰り返すが、儒家思想がなべて徳治主義・平和主義を標榜していたわけでは決してない。特にかの董仲舒も公孫弘も修め、武帝自身も好み、皇太子（衛太子）にも学ばせた『春秋公羊伝』³²は、異様と言えるほどに復讐と攘夷を礼賛する書であった。その端的な例が武帝も引用した、斉の襄公の復讐劇への絶賛である。公羊伝的価値観に照らせば、武帝が先祖の恥をすぐため匈奴に復讐することは当然の倫理的行為となるのである。このような状況下で真正面から和親論を唱えれば、狄山のように身を滅ぼすことは火を見るより明らかである。武帝期、特に対匈奴戦争が始まって以降は損得の勘案による以外、和親論が唱えられることがなかったのは当然と言えるであろう。再び和親論がとりざたされるようになるのは、武帝が死の直前、桑弘羊がさらなる匈奴討伐の橋頭保とすべく立案した輪台（現新疆ウイグル自治区中部）での屯田を中止させた有名な「輪台の詔」を出して以降となる。この詔はいかにも武帝がそれまでの対匈奴強硬路線を反省し、農業や内政を重視する方向に政策を大転換させたかのように読み取れるので、それを武帝の遺詔と見るならば当然従来の対匈奴政策や専売・

均輸平準などの経済政策も見直さなければならぬことになる。塩鉄会議が実施された背景に、この輪台の詔の存在があったことは否めないであろう。したがって塩鉄会議では、匈奴を駆逐して得た土地の無益を突く従来主流の和親論にとどまらず、狄山が唱えたような戦争一般を否定する根源的反戦論もとりざたされるようになったのである。

ここであらためて問題にしなければならないのは、『塩鉄論』後半部でより多く公羊伝を引用したのが徹底した主戦論に立つ政府側であった点である。『塩鉄論』では意外にも政府側が多数の儒家文献を引用していることがこれまでも注目されてきたが、少なくとも公羊伝に関して言えば、その復讐礼賛・攘夷礼賛の傾向からしてむしろ当然のことであった。この時代はまだ儒家一尊と呼べるような段階では到底なく、自らの主張を押し通すためなら融通無碍に諸子の文献を引用することに何の抵抗もなかったものと思われる。したがって、政府側が『春秋公羊伝』を引用して主戦論を唱えること自体は別段不思議なことではないのである。公羊伝のみならず、政府側が儒家文献を引用する例は多数見られるし（もちろんそのほとんどは儒学およびそれを信奉する民間側を貶めるための引用であったが）、陰陽家の鄒衍の学説の解釈をめぐって議論した篇（論鄒第五三）もあるほどである。一方の民間側も『老子』を複数回引用するなど、やはり儒家文献にのみこだわるとは偏狭な姿

勢は見せていない。それどころか、かつて儒家の最大の論敵と見なされた墨家と自分たちを並べ、「儒墨」と併称した例も複数見られる。³⁵ 墨家は言うまでもなく、諸子百家の中で最も明確に反戦平和論を唱えた学派であった。しかし、自衛のための戦争は否定せず、やがてむしろ自衛戦争に勝ち抜くための城市防衛戦術のエキスパート集団となり、城市防衛戦争の請負集団ようになって数々の戦争に駆り出され、多くの戦死者を出して集団自体が縮小壊滅し、前漢時代には事実上消え去ってしまった学派である。儒家がかつての論敵である墨家を自分たちと同じ思想の集団であるかのように併称するのは、もはや自分たちを煩わすこともない消え去ったかつての難敵を懐かしむ余裕の表れかもしれないが、一方でその反戦平和主義を自分たちが継承したのだという意識の表れと解することもできるのではないだろうか。³⁶ やはり反戦的傾向の強い道家の言説をしばしば引用しているのも、同様の意識の表れかもしれない。事実、黄老思想が政界を風靡していたとされる漢初から文帝・景帝期までは、基本的に対匈奴和親政策が継続されていたのであるから、和親論を唱える賢良・文学らが黄老道家に親近感を抱いていた可能性は十分考えられよう。

問題となるのは、『塩鉄論』後半部にかんがりの潤色を施したとされる桓寛が主に『春秋公羊伝』を修めた儒者であり、明らかに民間側の和親論を是としている点である。も

し純粹に公羊伝の価値観に立つならば、そこから導き出される結論は主戦論以外あり得ないはずである。しかし、桓寛はそうした立場を採らなかつた。もちろん、塩鉄会議に参加した賢良・文学らもそうであった。こうなると、彼らは儒学を修めたから和親論を唱えた、というわけではないと言わざるを得ない。言い換えれば、本来和戦両論の思想を含んでいた従来の儒学を乗り越え、明確に反戦平和主義に傾斜した儒学を唱え始めた、と見なければならぬのである。すでに公羊伝の復讐礼賛・攘夷礼賛の価値観を超克した彼らにとって、それに依拠する必要はもはやないし、主戦論を唱える政府側が公羊伝を利用してもなんら痛痒を感じする必要はなかつたのである。

『塩鉄論』和親第四八に、特に注目したい文学の発言がある。

文学曰く、往者、閔梁を通じ、有無を交う。单于より以下、皆漢に親しみて内附し、長城の下に往来す。其の後、王恢、謀を馬邑に誤るや、匈奴、和親を絶つ。……詩に云う、我に投ずるに桃を以てすれば、之れに報ゆるに李を以てせん、と。未だ善の往きて悪の来たる者有るを聞かず。故に君子は敬して失わず。人と恭して礼有れば、四海の内、皆兄弟為り。故に内に省みて疚やましからずんば、夫れ何をか憂い何をか懼れん。

ここで引用された『詩経』衛風・木瓜の一節は正確には

「我に投ずるに木桃を以てす、之れに報ゆるに瓊瑤（＝美玉）を以てせん、報ゆるに匪ざるなり、永く以て好みと為さん」というもので、国同士や男女が贈り物を交換し長くよしみを通じたい、という主旨の詩である。³⁷ここで文学は、対匈奴戦争の激化、それによる財政難を解決するための悪法たる専売制も、そもその原因は王恢の発案による馬邑での陰謀事件にあるのであり、非は明らかに漢の側にある、ということも明言しているのである。武帝の対匈奴政策の反倫理性をここまで率直に批判した言説は、他には見られないものであり、³⁸それだけにこの発言には注目せざるを得ない。ここには、公羊伝に横溢する復讐や攘夷を礼賛する精神はみじんも見られない。それどころか、まず漢が率直に自らの過ちを認め反省すべきだ、と言っているのであり、「徳をもって接すれば夷狄といえども教化できる」という類の尊大な儒家的王道思想さえ感じられない。そこにあるのは、「過ては則ち改むるに憚ること勿かれ」（『論語』学而篇・子罕篇）という率直な人倫思想であり、贈与には贈与で返すという人類社会普遍の「贈与慣行」³⁹に期待するという意味で、匈奴をも同じ人間とみなした、素朴かつ直截な反戦思想である。

これが本当に塩鉄会議の場で文学が発した言であるか、あるいは宣帝期に桓寛が加えた潤色であるかは、もはや大きな問題ではなからう。勝ち負けや損得に関係なく、倫理

的に許されないからこそ戦争を止め、和親を結ぶべきだ、というこの文学の主張に、古代中国における政治倫理思想の新たな地平への到達を見るのは、現代人の目からする誤った憧憬に過ぎないであろうか。

おわりに

本稿のここまでの考察を簡単にまとめておきたい。

『塩鉄論』における賢良・文学ら民間側の対匈奴和親論には、それまでの和親論の主流であった、たとえ匈奴に勝利してその土地を奪取しえたとしても漢の利益にはならない、という得失論とは異なり、徳をもってすれば匈奴をも教化できるという伝統的徳治主義とも次元を異にした主張が見いだせる。それは、武帝期以来の対匈奴戦争が漢の陰謀から始まった戦争であることを率直に認め、自らの非を反省したうえで再び匈奴と贈与互酬の関係を結ぶべきだ、という主張であった。それは、本来は墨家や道家のものであった反戦平和論を巧みに取り込みつつ、一方では儒家の伝統的価値観の一翼を担っていた『春秋公羊伝』の復讐礼賛・攘夷礼賛主義を超克した新しい反戦論とみなし得るものであった。

ここで、先に触れた福井重雅の指摘に立ち返りたい。福井は、前漢後半期に儒家思想が他の諸子の思想を圧倒し、

国教的地位を確立する背景に、儒家思想が持っていた反戦平和主義が民衆の支持を得た側面があることを指摘した。それはあくまで指摘にとどまるものであったが、本稿で確認できた『塩鉄論』に見える右のような新たな価値観こそ、多くの民衆に受け入れられ、かつ為政者側にも浸透していき、結果的に儒家思想の国教的地位の確立に寄与した原動力になった、ということが言えるのではないかと思われる。復讐・攘夷を礼賛した『春秋公羊伝』が徐々に儒家思想の主流からはずれ、『春秋穀梁伝』や『春秋左氏伝』にとって代わられていくのも、そうした思想上の価値観の変化を反映したものでなからうか。その意味で、『塩鉄論』後半部が桓寛の潤色によるものか、塩鉄会議の実情を伝えたものか、という問題はさほど重要なことではないと思われる。

しかし、『塩鉄論』に萌芽を見せた新たな儒家的反戦論がその後どのように継承されていったのか（あるいは継承されなかったか）という問題については本稿では検討できなかった。今後の課題とするほかはないが、仮にそうした思想が漢代を越え、後世にまで受け継がれたものであった場合（少なくとも儒教は以後の王朝時代を通じて「国教的地位を占め続けたのであるから）、この課題への取り組みは現代中国の今後の動向にもなにかの影響を与えることになるかもしれない。なにしろ現代の中国人も認める

とおり、中国は「歴史」を重んずる国であるはずだから。

注

- 1 同時期に発生し、以後二三年間放置された黄河の決壊（瓠子の「河決」）が断続的に引き起こした洪水災害も、対匈奴戦争に匹敵するほど財政圧迫の原因となった。拙著『中国古代の社会と黄河』（早稲田大学出版部、二〇〇九年）参照。
- 2 算緡銭・告緡については平中荅次「漢の武帝の算緡銭」（同『中国古代の田制と税法』、東洋史研究会、一九六七年）を参照。
- 3 郭沫若『塩鉄論読本』（科学出版社、一九五七年）序論。
- 4 『古代史講座』一一、一九六五年。のち西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』（東京大学出版会、一九八三年）に再録。
- 5 坂本頼之『塩鉄論』中の特に属官の発言について（『東洋大学大学院紀要（文学研究科）』四〇、二〇〇三年）は、『塩鉄論』は塩鉄会議より十年ほど経過した後、その会議記録である「塩鉄議文」に（中略）桓寛が手を加えて完成させた書物」としている。これが正しければ、霍氏が滅亡した前六六年には『塩鉄論』はすでに完成していたことになる。ただし、坂本は「十年ほ

- ど経過した後」とした根拠は特に挙げていない。
前傾注³⁾。
- 7 弭和順「『塩鉄論』に見える対匈奴政策論争を巡って」
（『名古屋大学文学部研究論集（哲学）』三七、一九九一年）は「いま第二部が会議後の余談だとするのは、些か速断のきらいがあるが、分類そのものについては、まさに的を得た見解であると思われる。」とする。
- 8 西田太一郎「儒家法家と武帝の統制経済」（『東洋の文化と社会』三、一九五三年）、日原利国「『塩鉄論』の思想的研究」（『東洋の文化と社会』四、一九五五年のち同氏『漢代思想の研究』、研文出版、一九八六年所収）、「漢代思想研究の現状」（『漢代思想の研究』所収）など参照。
- 9 前掲注8 西田論文、稲葉一郎「桑弘羊の財政学」（『立命館文学』四一八〜四二一合併号・三田村博士古稀記念『東洋史論叢』所載、一九八〇年）、町田三郎「塩鉄論について」（同『秦漢思想史の研究』、創文社、一九八五年、第三章）、湯浅邦弘「塩鉄論争に見る管子と董仲舒の思想」（『日本中国学会報』三九、一九八七年）など参照。しかし、影山剛「桑弘羊の平準法試論」（『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史編、平凡社、一九八五）はそうした見方に批判的な意見を述べている。
金春峰「『塩鉄論』所反映の漢代中期思想領域的变化
- 10
- 11 和孟子思想的崛起」（同『漢代思想史』、中国社会科学出版社、一九八七年）、斎木哲郎「『塩鉄論』中の賢良・文学と孟子―漢代における孟子思想の展開緒論―」（『東方学』八七、一九九四）など参照。
- 12 山田勝美「塩鉄論所引老子考」（『東方学』一〇、一九五五年）参照。
- 13 前掲注8 西田論文、越智重明「塩鉄論争をめぐる」（『久留米大学比較文化研究所紀要』五、一九八九年）など。また、『塩鉄論』全巻の邦訳である佐藤武敏『塩鉄論―漢代の経済論争』（平凡社東洋文庫一六七、一九七〇年）も、その題名が表すとおり『塩鉄論』を第一義的に経済論争の書とみなしていると言えよう。
- 14 前掲郭沫若『塩鉄論読本』、山田勝美「塩鉄論の文体考―漢代における文体と思想の関係」（『哲学』五、広島哲学出版、一九五三年）、同『塩鉄論』（明德出版社、一九六七年）、林平和「塩鉄論修辭之探究」（『国立中央大学文学院院刊』四、一九八六年）など。
- 15 福井重雅「読『塩鉄論』芻議」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四分冊四二輯、一九九七年）、「読『塩鉄論』芻議―続―」（同『紀要』四三輯、一九九八年）、「塩鉄論議後史―続―」（同『紀要』四四輯、二〇〇〇年）、「塩鉄論議後史―続―」（同『紀要』四五輯、二〇〇二年）、「前漢の塩鉄会議とその主役たち」（『史滴』三一、二
- 16

- 〇〇九年)、『塩鉄会議と『塩鉄論』』(『日本秦漢史研究』一三、二〇一三年)。
- 15 福井重雅『漢代儒教の史的研究』(汲古書院、二〇〇五年)など参照。なお、「武帝期における儒教の国教化」に異を唱える論者は少なからず存在するが、では儒教一尊の体制がいつごろ形成されたかについては、王莽期とする説(西嶋定生「皇帝支配の成立」、『岩波講座世界歴史』(旧版)四、一九七〇年)、後漢光武帝期とする説(板野長八「儒教の成立」、同上書所収)、後漢章帝期とする説(渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』、雄山閣、一九九三年)など見解が分かれている。なお、従来の「定説」を指示する側の論考には、前掲注8日原論文、前掲注9町田論文・湯浅論文、湯浅邦弘「漢代思想(儒教国教化と『塩鉄論』)研究史」(『中国研究集刊』二、一九八五年)、前掲注10斎木論文などがある。
- 16 前掲注7。
- 17 『駒澤史学』四八、一九九五年。
- 18 前掲注14。
- 19 以下、引用する『塩鉄論』本文は、王利器『塩鉄論校注』上・下(中華書局、一九九二年)に拠る。
- 20 『春秋穀梁伝』莊公八年に「善為国者不師、善師者不陳、善陳者不戰、善戰者不死、善死者不亡」とあり、文学
- の発言中の一文と酷似している
- 21 前掲注9町田論文。
- 22 前掲注12越智論文。
- 23 前掲注17小林惣八「『塩鉄論』に見る匈奴問題」。
- 24 『塩鉄論』貧富第一七に、一三歳で仕官して以来六〇有余年勤めてきたという桑弘羊自身の言がある。
- 25 なお、霍光自身は対匈奴和親論者であったかと問われれば、疑わしいと言わざるを得ない。『漢書』卷九四上匈奴伝上には、塩鉄会議から二年後の前七八年に霍光の判断で匈奴討伐のために二万騎を派遣している(結果は匈奴が逃亡したため、烏桓を討つことになった)。うがった見方をすれば、桑弘羊を追い落とす目的だけで、塩鉄会議の当時のみ対匈奴和親論に近づいた、ということかもしれない。
- 26 『漢書』卷七昭帝紀始元六(前八一)年に「秋七月、罷權酷官」とのみ見える。
- 27 もっとも、彼は武帝の意を受けた朱買臣が提出した朔方郡を置く利益十箇条に一箇条も反論できず、結局朔方郡設置を容認している(同伝参照)。『史記』卷一一六西南夷列伝にも、西南夷征伐を中止して匈奴征伐に力を注ぐよう進言した事実が見える。少なくともいわゆる儒家的徳治主義にもとづく外交を目指したわけでは毛頭ないことがわかる。

- 28 ところが、朔方郡の設置については積極的に提言しており、「上（武帝）、竟に主父の計を用い、朔方郡を立つ」（同伝）と見える。公孫弘ともども態度が変転するのは、それだけ対匈奴問題への対応が難しかった証左であろうか。
- 29 冒頓单于是白登山で劉邦を包囲したさい、妻から「今、漢の地を得れども、单于、終に之れに居ること能うに非ざらん」（『史記』卷一一〇匈奴列伝）と説得され、包囲を解いている。匈奴の单于夫妻の私的会話を漢側が記録したこの記事自体信憑性には欠けるが、漢も匈奴も互いの文化を全く異質なものと認識し、相手の領域を占領しても益はないとの理解が双方で常識化していた、ということは言えるのではないか。
- 30 加藤謙一『匈奴「帝国」』（第一書房、一九九八年）九八～一〇二頁参照。
- 31 『漢書』卷八八儒林伝に見える。
- 32 日原利国『春秋公羊伝の研究』（創文社、一九七六年）第二章「俠氣と復讐」および第六章「特異な夷狄論」参照。
- 33 前掲注8～10の諸論考を参照。
- 34 前掲注11山田論考参照。
- 35 論誹第二四、羨不足第二九。
- 36 儒墨併称については福井重雅「前漢における墨家の再生―儒教の官学化についての一試論―」（『東方学』三九、一九七〇年）、前掲注14同「読『塩鉄論』芻議―続―」参照。
- 37 高田眞治訳注『詩経』（上）（『漢詩大系Ⅰ』集英社、一九六六年）参照。
- 38 武帝期からさほど時を経ない段階で武帝の政治を激しく批判した人物として宣帝期に活躍した災異思想家の夏侯勝がいるが、民衆の生活を苦しめさまざまな災異を招いた点で武帝を批判しているものの、対匈奴戦争を含む領土拡大戦争については「四夷を攘い土を広め境を斥くの功有り」とむしろ評価している（『漢書』卷七五睦両夏侯京翼李伝）。
- 39 贈与慣行についてはマルセル・モース『贈与論』（吉田禎吾・江川純一訳、ちくま学芸文庫、二〇〇九年）など参照。